

Q&A

Q1.地域ぐるみの捕獲体制づくりの目的は何ですか？

→A.農林業被害対策を効果的に進めるための仕組みであり、適切に推進すれば、狩猟者、地域住民、行政のいずれにもメリットがあります。

Q2.役割分担表の△マークはどういう意味ですか？

→A.関係者内で、作業内容を話し合っ決めてれば良いということです。

Q3.主体となる法人とはどういうものがありますか？

→A.市町村などの地方公共団体のほか、農協等の一部の法人です。

※・農業協同組合・農業協同組合連合会・農業共済組合・農業共済組合連合会・森林組合・生産森林組合・森林組合連合会・漁業協同組合・漁業協同組合連合会

Q4.補助者を対象とした保険とはどのようなものがありますか？

→A.詳しくは各地の保険取り扱い業者へご相談ください。

【傷害保険の例】あくまでも参考例です

	パターン1	パターン2※	パターン3
保険の種類	普通傷害保険	傷害保険	施設賠償責任保険
補償の内容	死亡／後遺傷害	死亡／後遺症害	賠償責任
	入院	入院	
保険料	1人あたり (20名以上の場合) 2,170円/年	1人あたり (2,000名の場合) 61円/年	1人あたり (20名以上の場合) 1,000円/年
			免責金額:なし

※パターン2は市町村のみ加入可

Q5.従事者証は独自のものを作りますか？

→A.鳥獣保護管理法に基づく許可を得た法人が、あわせて「従事者証」を取得できます。作業中は、この鳥獣保護管理法に基づく従事者証を携行してください。

Q6.補助的にではなく、もっと主体的に捕獲をしたいという声が多いのですが？

→A.狩猟免許を取得いただければ、より主体的に捕獲を行うことが可能です。

平成27年3月作成

自分たちで取り組む 被害軽減のための鳥獣捕獲



補助者を活用した地域ぐるみの
捕獲体制づくりのポイント



地域ぐるみの捕獲体制の重要性

注：都道府県によっては、このような体制づくりが行えない場合がありますので、取組を行う前に都道府県担当部署に良くご確認ください。

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（環境省平成23年9月告示）では、有害鳥獣捕獲（鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲）において“諸条件”をクリアすれば、狩猟免許を受けていない者が捕獲に補助的に参加できるようになりました。これによって、狩猟免許者に一方的にかかっていた捕獲の負担を被害にあっている当事者（農家等）が分け合い、地域ぐるみで捕獲に取り組めるようになりました。

地域ぐるみの捕獲体制とは？ ※諸条件

捕獲許可の取得

捕獲許可を法人が取得すること

無許可や個人への許可では体制ができません

→実際に捕獲作業に参加する者（補助者含む）には【従事者証】が交付されます。

※・地方公共団体・農業協同組合・農業協同組合連合会・農業共済組合・農業共済組合連合会・森林組合・生産森林組合・森林組合連合会・漁業協同組合・漁業協同組合連合会

捕獲の方法

わなによる捕獲

銃による捕獲は含みません

→わなの種類は以下の3種

箱わな くくりわな 囲いわな



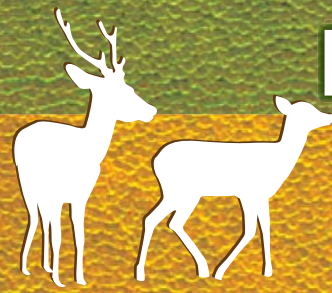
狩猟免許者の参加

免許所持者＋補助者

補助者だけでは体制ができません

→補助者に対しては法人が技術・安全講習を受講させ、保険に加入させることが条件





自分たちで取り組む被害軽減のための鳥獣捕獲

定着までの道筋



捕獲主体(法人)側の諸調整

関係者への趣旨説明



合意形成

補助者の選定・講習

体制づくり



補助者の役割の決定

捕獲の実践

被害額等を集落単位で把握しておく
→被害額や関係者による被害意識の変化を把握しておくことが重要です

被害額や被害意識の変化を踏まえ、法人が、取組の効果を検証することが望ましい
→みんなで効果や課題を共有し、より良い取組に繋げていく

地域ぐるみの捕獲体制導入のメリット

こうした体制導入に当たっては、狩猟免許者と地域住民のそれぞれの思いを相互理解してから始めることが重要です。



【狩猟免許者】→農林業被害等に直面する地域住民の苦難を知る。

【地域住民】→狩猟免許者が持つ捕獲技術や捕獲の苦勞を知る。

導入前



「有害鳥獣捕獲はあまりに大変」という負担感、「頑張って有害鳥獣捕獲に取り組んでいるのに地域の理解がない」という不満



免許は持っていないけれど、自分たちで鳥獣の捕獲に関わりたい



「被害発生後の対策実施のための調整を一手に担わなければならない」という負担感、地域住民と狩猟免許者との間に生じる利害調整の難しさ

導入後想定される効果

「農家の協力で有害鳥獣捕獲が楽になった」、「土地所有者との調整が円滑になった」などの捕獲に関する負担が軽減

もっとも現場の近くにいる地域住民によるわなの管理の実施と、捕獲への参加
有害鳥獣捕獲の効率化 + 有害鳥獣捕獲へ理解の深まり

地域住民と狩猟免許者の協力体制の構築により、鳥獣行政の一層の推進

捕獲体制と役割分担

この制度では、捕獲主体となる法人が全体の責任者となり、実際には下表に示すように狩猟免許者(わな猟免許者)と補助者(受講者)が捕獲作業を一体で行うことになります。

【実際の作業体制】

狩猟免許者 (わな猟免許所持者) 補助者※ (受講者)

※技術・安全講習受講者かつ被保険者であること

各主体の作業可能範囲

	従事者証	わなセット	えさまき	見回り	誤動作によるわなの再セット	止めさし
補助者(受講者)	有	△	○	○	○	△
狩猟免許者	有	○	○	○	○	○

○:主担当で実施できる △:免許所持者の補助で実施できる

※補助者は《従事者証》を受けていますが、“わなセット”や“再セット”など補助者には危険度が高い行為もあります。特に“止めさし”はとても危険です。補助者がどこまでの作業に参加するか関係者で十分話し合ってください。

※《従事者証》とは鳥獣保護管理法に基づく従事者証です。

事前に決めておくこと

狩猟免許者

獲物がかかった時の対応役

あらかじめ、止めさし・処分の方法を決めておく

補助者

見回りの当番日程

できるだけ単独行動にならないよう留意

※この他、万が一、作業中に事故が発生した場合の対応についても事前に話し合っておく必要があります。

補助者講習のポイント

技術

知識

+

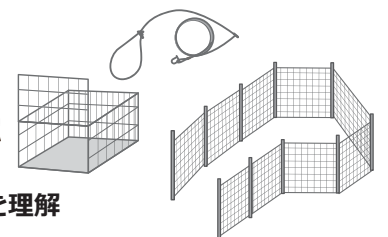
安全

■ 決まりごとを知る

- 従事者証の携行 ●禁止事項 ●わなの制限
- 鳥獣保護管理法で定められたルールを理解

■ わなの構造を知る

- 捕獲するわなの動作
- 設置の危険ポイントの確認
- 安全ストッパーの使い方
- 事故防止のため、わなの構造を理解



■ 安全な作業方法を知る

- 安全な見回り方法のポイント
- 安全なわなのセット方法